

寒川町告示第 97 号

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年度予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条の規定により、次のとおり告示する。

令和 2 年 10 月 1 日

寒川町長 木 村 俊 雄

1 予防接種の種類及び対象者の範囲

寒川町に住民登録されている次の者とする。

ロタウイルス

ア 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン

令和 2 年 8 月 1 日以後に生まれた者で生後 6 週以上 24 週未満の者

イ 5 価経口弱毒生ロタウイルスワクチン

令和 2 年 8 月 1 日以後に生まれた者で生後 6 週以上 32 週未満の者

2 予防接種を行う期間

令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで。

ただし実施医療機関の休診日を除く。

3 予防接種の自己負担

自己負担はなし。

4 実施医療機関

	医 院 名	住 所
1	木島医院	寒川町一之宮 1-24-39
2	高山産婦人科・内科	寒川町岡田 5-5-8 湘南寒川医療モール 2F
3	玉井小児科	寒川町岡田 5-5-8 湘南寒川医療モール 4F
4	林こどもクリニック	寒川町一之宮 1-3-36
5	オアシスクリニック	茅ヶ崎市南湖 5-20-10
6	おおさこ医院	茅ヶ崎市元町 18-1
7	かつまた小児クリニック	茅ヶ崎市香川 1-38-18
8	こどもクリニック松が丘	茅ヶ崎市松が丘 2-1-19
9	しながわこどもクリニック	茅ヶ崎市東海岸南 5-1-21
10	湘南キッズクリニック	茅ヶ崎市今宿 181-1

11	湘南東部総合病院	茅ヶ崎市西久保 500
12	田村小児科	茅ヶ崎市幸町 6-16-201
13	茅ヶ崎こどもの森クリニック	茅ヶ崎市本村 4-22-23
14	茅ヶ崎市立病院	茅ヶ崎市本村 5-15-1
15	茅ヶ崎徳洲会病院	茅ヶ崎市幸町 14-1
16	にわ小児クリニック	茅ヶ崎市松浪 1-3-21
17	はまみこどもくりにつく	茅ヶ崎市浜見平 11-1BRANCH 茅ヶ崎 2F
18	平野こどもクリニック	茅ヶ崎市本宿町 3-6
19	堀越医院	茅ヶ崎市共恵 2-5-52
20	真下医院	茅ヶ崎市浜竹 2-6-19
21	三上医院	茅ヶ崎市浜竹 3-1-23
22	守屋おとなこどもクリニック	茅ヶ崎市東海岸北 3-10-14

5 予防接種の注意事項

予防接種を受けることが適当でない者は次のとおりとする。

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者
- (2) 明らかな発熱を呈している者（明らかな発熱とは通常 37.5℃以上を指す。）
- (3) 重篤な急性疾患に罹っていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既往歴があることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了したものを除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者
- (6) (2)～(5)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態であると医師が認めた者